

議案第139号

松阪市旧長谷川邸条例の一部改正について

松阪市旧長谷川邸条例（平成30年松阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月27日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市旧長谷川邸条例の一部を改正する条例

松阪市旧長谷川邸条例（平成30年松阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名中「旧長谷川邸」を「旧長谷川治郎兵衛家」に改める。

第1条中「旧長谷川邸」を「旧長谷川治郎兵衛家」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「旧長谷川邸」を「旧長谷川治郎兵衛家（以下「旧長谷川家」という。）」に改め、同条第1号、第2号及び第4号中「旧長谷川邸」を「旧長谷川家」に改める。

第3条、第4条、第5条第1項、第7条第3号、第8条第1項、第9条、第10条、第14条から第16条まで及び第17条第1項中「旧長谷川邸」を「旧長谷川家」に改める。

別表中「旧長谷川邸」を「旧長谷川治郎兵衛家」に、「旧小津邸」を「旧小津清左衛門家」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。